

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による障害給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在のB会社（以下「会社」という。）に雇用され、トラック運転手として就労していたところ、平成〇年〇月〇日、業務終了後、会社から普通乗用車を運転して帰宅する途中、交差点において、2台後ろの普通貨物自動車から追突される玉突き事故により負傷した（以下「本件災害」という。）。

請求人は、数日後、C病院に受診し、「頰椎捻挫、両手関節捻挫、腰椎捻挫、左膝関節捻挫」と診断された。また、同月〇日、D病院に受診し、「味覚障害（心因性疑い）」と診断され、療養の結果、同年〇月〇日、治ゆ（症状固定）となった。

請求人は、治ゆ後障害が残存するとして、監督署長に障害給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に残存する障害は、本件災害によるものであるとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査請求をした日から3か月を経過しても審査請求についての決定がないことから、労災保険法第38条第2項の規定により、審査官の決定を経ないで、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人に発症した味覚障害が通勤によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会が認定した事実

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、「本件災害による負傷から3～4日経過後に味覚障害の症状が出現した。何を食べても味が分からない。温感や冷感については、唇で感じているのかもしれないが分かる。」旨述べるとともに、「味覚障害を過去に発症したことはなく、発症原因としては、本件災害以外に考えられない。」と主張している。また、請求人は、本件公開審理において、監督署長は本件災害と味覚障害との因果関係が明らかではないとして不支給としたが、どういう理由で明らかではないと判断したのかが分からず、その理由を明らかにしてほしい旨を述べている。

(2) 本件災害の状況については、上記第1の2のとおりであり、請求人は、本件災害から2日後に医療機関に受診し、入院はしておらず、さらに、平成〇年〇月〇日時点においては、「頸椎捻挫については、少し痛みが残っているが、生活に支障はない。」旨述べていることが確認できる。

(3) 請求人に発症した味覚障害に関して、E医師は、「交通事故に遭うという過度のストレスが心因性味覚障害を引き起こしたと推察される。エビデンスを挙げるのは困難であるが、心因障害を引き起こすべく十分なストレスはあったと考えられる。」旨の意見を述べており、また、F医師も、「心因性味覚脱出と考えて医学的に矛盾しない。」と述べていることからみると、両医師は、本件災害による心理的負荷が当該症状の発生に影響している可能性を否定していな

いものと受け取ることもできる。

しかし、本件災害の経緯と程度をみると、2台後ろを走行していた普通貨物自動車に玉突き衝突され、リアガラスにひびが入り、リアバンパーが壊れた程度のものであり、さらに、請求人の負傷の程度及び治療の経緯は上記のとおりであることに鑑みると、通常人において心的障害を引き起こすがごとき大きなストレスがかかる災害であるとは判断し難いものである。また、両医師の意見についても、その表現からみて、本件災害による影響の一般的可能性を述べたにすぎないものとみることが相当であり、当審査会としては、本件災害と請求人の味覚障害との間に相当因果関係を認めることはできないものと判断する。

- 3 以上のとおりであるから、請求人が本件災害によって強い心理的な負荷を受けていたものとは認められず、また、請求人に生じた味覚障害と本件災害との間に医学的な因果関係があると認められたものとは判断できないことから、請求人に生じた味覚障害は通勤によるものと判断することはできない。

したがって、監督署長が請求人に対してした障害給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。